明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六三）　二
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　九

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三一二）　二六
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三一三）　二七
○一二一・五MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件の一部を改正する件（同三一四）　五三
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三一五）　五五
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三一六）　五五
○無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件（同三一七）　五七
○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産一四一二）　五七
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第一条第一項に基づき農林水産大臣が定める事業活動を定める件（同一四一三）　六二
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を定める件（同一四一四）　六二
○租税特別措置法施行令第六条の二の二第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十八条の七第一項及び第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件（同一四一五）　六三

〔官庁報告〕

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六三
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　六五
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六六
登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　六六
登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　六七

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　六七
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
独立行政法人自動車事故対策機構令和三事業年度財務諸表関係　一〇四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一一二
会社その他
会社決算公告　一一三